

環境定点測定結果（令和5年度 夏季）

1. 結論及び考察

測定の結果、各測定地点における数値は概ね同程度であり、東京都が設置している大気汚染常時監視測定局（多摩市愛宕測定局：多摩市愛宕1-65-1）と比較しても数値は同程度でした。また、全ての測定項目で、法令等の基準となる値を下回っていました。以上のことから、周辺の公園等へ著しい環境影響を及ぼしていないものと考えられます。
なお、上落川公園の測定結果と落川林間公園（落川交流センター）の測定結果を比較すると概ね同程度でした。

測定日

運転時	令和5年7月11日（火） 大気質・悪臭・土壌 令和5年7月12日（水）～13日（木） 騒音（低周波音）
停止時	

測定結果詳細は下表のとおりです。

2. 測定結果一覧表

測定地点	新井公園		新井わかたけ公園		落川林間公園		上落川公園		大気汚染常時監視測定局 (参考)		基準値・指針値
	可燃ごみ処理施設	停止時	運転時	停止時	運転時	停止時	運転時	停止時	運転時		
測定項目											
二酸化硫黄 (ppm)		0.002 (1時間値の最高値)	0.001 (日平均値)	0.002 (1時間値の最高値)	0.001 (日平均値)	0.002 (1時間値の最高値)	0.001 (日平均値)	0.002 (1時間値の最高値)	0.001 (1時間値の最高値)	0.001 (1時間値の最高値)	0.1以下 (1時間値) (※2)
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)		0.044 (1時間値の最高値)	0.028 (日平均値)	0.040 (1時間値の最高値)	0.025 (日平均値)	0.049 (1時間値の最高値)	0.029 (日平均値)	0.039 (1時間値の最高値)	0.034 (1時間値の最高値)	0.022 (日平均値)	<0.001 (日平均値) (※1)
二酸化窒素 (ppm)		0.008	0.008	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006	0.007	0.007	0.20以下 (1時間値) (※2)
ダイオキシン類(大気質) (pg-TEQ/m ³)		0.011	0.011	0.012	0.012	0.0094	0.012	0.012	0.012	0.012	0.04以下 (日平均値) (※2)
塩化水素 (ppm)		0.0014	0.0014	0.0007	0.0007	0.0009	0.0003	0.0003	0.0003	0.003	0.10以下 (1時間値) (※2)
水銀 (μg/m ³)		0.0023	0.0023	0.0020	0.0020	0.0030	0.0021	0.0021	0.0021	0.0021	0.10以下 (日平均値) (※2)
悪臭 (臭気指数)		10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10
悪臭 (定性分析)		(※3)	(※3)	(※3)	(※3)	(※3)	(※3)	(※3)	(※3)	(※3)	0.02以下
ダイオキシン類 (土壌) (pg-TEQ/g) (※4)		0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	0.04以下 (年平均)
低周波音 (dB) (一般環境中に存在する低周波音レベル) (※5)		68	68	57	57	70	62	62	62	62	1,000以下
低周波音 (dB) (ISO7196に規定されたG特性低周波音圧レベル) (※5)		73	73	67	67	74	71	71	71	71	90以下

(※1) 「 $<$ 」は定量下限値未満を示します。
 (※2) 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質は1時間値の1日平均値、1時間値の両方を満たすことが条件です。
 (※3) 特に臭気に影響を及ぼすような濃度で検出された物質はありませんでした。
 (※4) 土壌は排ガスによる急激な変化が現われないため、各地点で年1回（夏季又は冬季の運転時のみ）測定し、経年変化や傾向を確認します。
 (※5) 低周波音の測定結果は、24時間測定を行いました。結果については、1時間ごとの平均値を出し、その中で最も大きい値が出た時間帯の数値を記載しています。

※ 本結果を確認するにあたり、下記事項にご留意ください。

- ① 停止時は、新井公園・新井わかたけ公園・落川林間公園・上落川公園の4地点から代表した1地点で年1回の測定しています。令和5年度は冬季に上落川公園にて測定します。
- ② 測定地点と周辺地域の空気質の様子を比較するための参考として、大気汚染常時監視測定局（多摩市愛宕測定局）のデータを掲載しています。
- ③ 掲載している基準値は各測定項目におけるそれぞれの法令等で定められたもので、煙突の排ガス基準とは異なるものです。
なお、当該基準は測定地点における各測定項目に適用されるものです。

測定項目	基準、指針の名称	基準、指針の根拠法令等
二酸化硫黄	環境基準	環境基本法
浮遊粒子状物質		
二酸化窒素	目標環境濃度	環境庁大気保全局長通達（昭和52年6月16日 環大府136号）
ダイオキシン類（大気質）		
塩化水素	目標環境濃度	環境省管理局長通知（平成15年9月30日 環省総発第030930004号）
水銀	指針値	日野市告示第74号
悪臭（臭気指数）	悪臭防止法の規定に基づく悪臭の規制基準	環境基本法
ダイオキシン類（土壌）	環境基準	環境基本法
騒音（低周波音）	一般環境中に存在する低周波音レベル	低周波音空気振動調査報告書（昭和59年12月 環境庁大気保全局）
	ISO7196に規定されたG特性低周波音圧レベル	ISO7196

用語の説明

用語	説明
ppm	パート・パー・ミリオン略で、「100万分の1」という意味。「%」と同様、割合を示す単位 (1ppm=0.0001%) ppmを身置なものに当てはめると、次のようになる。 長さ：1kmの行程のうちの1mm 容量：一般の家庭用風呂(約200リットル)5杯分の水の中の1mlの水
mg/m ³	1m ³ に含まれる物質重量をmg(ミリグラム)で表したものを、1mgは、1千分の1グラム。
μg/m ³	1m ³ に含まれる物質重量をμg(マイクログラム)で表したものを、1μgは、100万分の1グラム。
pg/m ³	1m ³ に含まれる物質重量をpg(ピコグラム)で表したものを、1pgは、1兆分の1グラム。
pg-TEQ/g	1gに含まれる物質重量をpg(ピコグラム)で表したものを、1pgは、1兆分の1グラム。
TEQ	ダイオキシン類の毒性を換算した濃度のこと。
臭気指数	人間の嗅覚を用いて、においの程度を数値化したもの。臭気指数10の目安として梅の花のにおいとされている。
定性分析	ある試料にどのような成分が含まれているかを調べること。成分分析。
dB	デシベル。音圧レベルまたは音の強さのレベルの単位。

環境定点測定結果（令和5年度 冬季）

1. 結論及び考察

測定の結果、各測定地点における数値は概ね同程度であり、東京都が設置している大気汚染常時監視測定局（多摩市愛宕測定局：多摩市愛宕1-05-1）と比較しても数値は同程度でした。また、全ての測定項目で、法令等の基準となる値を下回っていました。以上のことから、周辺の公園等へ著しい環境影響を及ぼしていないものと考えられます。

なお、上落川公園の測定結果と落川林間公園（落川交流センター）の測定結果と比較すると概ね同程度でした。

測定結果詳細は下表のとおりです。

2. 測定結果一覧表

測定地点 可燃ごみ処理施設	測定日										基準値・指針値		
	令和5年12月13日（水）					令和6年1月16日（火）							
測定項目	停止時	運転時	停止時	運転時	停止時	運転時	停止時	運転時	停止時	運転時	停止時	運転時	
二酸化硫黄（ppm）		0.002 (1時間値の最高値)		0.001 (1時間値の最高値)		0.001 (1時間値の最高値)		0.001 (1時間値の最高値)		0.002 (1時間値の最高値)	0.001 (1時間値の最高値)	0.001 (1時間値の最高値)	0.1以下 (1時間値) (※2)
		0.001 (日平均値)		0.001 (日平均値)		0.001 (日平均値)		0.001 (日平均値)		0.001 (日平均値)	<0.001 (日平均値) (※1)	<0.001 (日平均値) (※1)	0.04以下 (日平均値) (※2)
浮遊粒子状物質（mg/m ³ ）		0.018 (1時間値の最高値)		0.021 (1時間値の最高値)		0.027 (1時間値の最高値)		0.009 (1時間値の最高値)		0.016 (1時間値の最高値)	0.013 (1時間値の最高値)	0.010 (1時間値の最高値)	0.20以下 (1時間値) (※2)
		0.005 (日平均値)		0.007 (日平均値)		0.010 (日平均値)		0.004 (日平均値)		0.005 (日平均値)	0.004 (日平均値)	0.004 (日平均値)	0.10以下 (日平均値) (※2)
二酸化窒素（ppm）		0.011		0.013		0.012		0.006		0.011	0.005	0.011	0.01~0.06のゾーン内又はそれ以下 (日平均値)
ダイオキシン類(大気質) (pg-TEQ/m ³)		0.0049		0.0057		0.0073		0.0039		0.0093			0.6以下 (年平均値)
塩化水素 (ppm)		0.0002		<0.0001		<0.0001		<0.0001		0.0001			0.02以下
水銀 (μg/m ³)		0.0017		0.0019		0.0021		0.0018		0.0020			0.04以下 (年平均値)
悪臭 (臭気指数)		10未満		10未満		10未満		10未満		10未満			10
悪臭 (定性分析)		(※3)		(※3)		(※3)		(※3)		(※3)			
ダイオキシン類 (土壌) (pg-TEQ/g) (※4)				4.7		7.6				3.8			1,000以下
低周波音 (dB) (一般環境中に存在する低周波音レベル) (※5)	64		60		66			62					90以下
低周波音 (dB) (ISO7196に規定されたC特性低周波音圧レベル) (※5)	78		77		77			78					100以下

(※1) 「」は定値未満値を示します。
 (※2) 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質は1時間値の1日平均値、1時間値の両方を満たすことが条件です。
 (※3) 特に臭気に影響を及ぼすような濃度で検出された物質はありませんでした。
 (※4) 土壌は排ガスによる急激な変化が現れないため、各地点で年1回（夏季又は冬季の運転時のみ）測定し、経年変化や傾向を確認します。
 (※5) 低周波音の測定結果は、24時間測定を行いました。結果については、1時間ごとの平均値を出し、その中で最も大きい値が出た時間帯の数値を記載しています。

※ 本結果を確認するにあたり、下記事項にご留意ください。

- ① 停止時は、新井公園・新井わかたけ公園・落川林間公園・上落川公園の4地点から代表した1地点で年1回の測定しています。令和5年度は冬季に上落川公園にて測定します。
- ② 測定地点と周辺地域の大気質の様子を比較するための参考として、大気汚染常時監視測定局（多摩市愛宕測定局）のデータを掲載しています。
- ③ 掲載している基準値は各測定項目におけるそれぞれの法令等で定められたもので、煙突の排ガス基準とは異なるものです。
 なお、当該基準は測定地点における各測定項目に適用されるものです。

測定項目	基準、指針の名称	基準、指針の根拠法令等
二酸化硫黄	環境基準	環境基本法
浮遊粒子状物質		
二酸化窒素		
ダイオキシン類 (大気質)		
塩化水素		
水銀	指針値	環境省管理局長通知（平成15年9月30日 環境総発第030930004号）
悪臭 (臭気指数)	悪臭防止法の規定に基づく悪臭の規制基準（第一種区域）	日野市告示第74号
ダイオキシン類 (土壌)	環境基準	環境基本法
騒音 (低周波音)	一般環境中に存在する低周波音レベル	低周波音気振動調査報告書(昭和59年12月 環境庁大気保全局)
	ISO7196に規定されたC特性低周波音圧レベル	ISO7196

用語の説明	
用語	説明
ppm	パート・パー・ミリオンの略で、「100万分の1」という意味。「%」と同様、割合を示す単位 (1ppm=0.0001%) 1ppmを身近なものに当てはめると、次のようになる。 長さ：1kmの行程のうちの1mm 容量：一般の家庭用風呂(約200リットル)5杯分の水の中の1mlの水
mg/m ³	1m ³ に含まれる物質重量をmg(ミリグラム)で表したものを、1mgは、1千分の1グラム。
μg/m ³	1m ³ に含まれる物質重量をμg(マイクログラム)で表したものを、1μgは、100万分の1グラム。
pg/m ³	1m ³ に含まれる物質重量をpg(ピコグラム)で表したものを、1pgは、1兆分の1グラム。
pg-TEQ/g	1g中に含まれる物質重量をpg(ピコグラム)で表したものを、1pgは、1兆分の1グラム。
TEQ	ダイオキシン類の毒性を換算した濃度のこと。
臭気指数	人間の嗅覚を用いて、においの程度を数値化したもの。臭気指数10の目安として梅の花のにおいとされている。
定性分析	ある試料にどのような成分が含まれているかを調べること。成分分析。
dB	デシベル。音圧レベルまたは音の強さのレベルの単位。